

浦幌町認定こども園整備事業基本計画（素案）

第1章 計画策定の経緯と目的

1 国及び町の動向

核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していく必要があることから、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「関係法律の整備法」の総称。以下「関連3法」という。）を制定し、関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度にスタートしました。

本町においては、関連3法の一つである「子ども・子育て支援法」に基づき「浦幌町児童育成計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るための指針として「浦幌町子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）」を平成27年3月に策定しました。

支援事業計画においては、幼児期の教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）の確保の方向性を「子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所が認定こども園に移行する際や、新設される際の受け入れ体制づくりをします。」と示しています。また、支援事業計画策定時における委員会からの答申（平成27年3月5日提出）においても、「幼児期の教育・保育の提供体制の確保において、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、認定こども園の整備について検討していただきたい。」とされており、これらの経過を踏まえ、就学前児童（0～5歳）の健やかな育成支援を理念に認定こども園開設に向けた検討を重ね、この度「浦幌町認定こども園（仮称）整備事業基本計画」をとりまとめました。

2 就学前児童を取り巻く現状と課題

本町における就学前児童に対する教育・保育施策としては、文部科学省が所管する「幼稚園」、厚生労働省が所管する「保育所」、町が設置する「子育て支援センター」があり、それぞれ関係法令等に基づいて運営をしています。

しかし、少子化や就労環境の変化等により、就学前児童を取り巻く環境は様変わりをし、将来にわたる施策のあり方について検討が求められています。

そのような状況を踏まえ、支援事業計画策定時における審議会からの答申を基に改めて現状を分析し、次のとおり課題等を整理しました。

（1）将来推計人口から見える児童数の推移

支援事業計画策定時に算出した将来推計人口を見ると、総人口に比例して就学前児童数も減少傾向にあります。就学前児童数の減少に伴い入所対象児童数は減少しますが、国が掲げる「1億総活躍社会」の推進等により、近年は0～2歳児の入所児童数が増加傾向にあることから、そのことも加味したうえで入所児童数の将来推計を見込む必要があります。

（2）老朽化施設への対応

浦幌幼稚園（昭和51年新築）としらかば保育園（昭和51年新築）の施設が老朽化し、安全面や保

育ニーズへの対応面等からも必要に応じた修繕や改修では対応しきれず、将来推計児童数や財政状況から見ても2施設の建て替えは困難な状況にあります。

また、施設建設に関しては、建設費と将来にわたる維持管理経費を含めて検討する必要があり、財政状況や費用対効果の面から見ても、統合園として1園を建設することが望ましいと考えます。

◆ 幼稚園と保育園の施設状況

名称	浦幌町立浦幌幼稚園	浦幌町立しらかば保育園
所在地	浦幌町字住吉町33番地1	浦幌町字北町12番地2
開園年月日	平成14年4月15日	昭和51年4月23日
定員	75人	90人
敷地面積	3,624.74㎡	4,752.00㎡
建物面積	619.8㎡	626.0㎡
園庭面積	2,278.1㎡	1,857.9㎡
構造	鉄骨造平屋建(築43年)	鉄骨造平屋建(築43年)

(3) 子どもを中心とした環境整備

幼稚園は文部科学省管轄の教育施設、保育所は厚生労働省管轄の保育施設として位置付けられており、子育て支援センターは、町独自施策の幼児の福祉増進を目的とした施設であることから、町立であるにも関わらず目的や運営等の基礎となるものが違います。また、少人数ではできない集団生活の中での教育を行うためには、適正規模・適正人員を確保する必要があります。

本町のすべての就学前児童に対して、同一条件のもとで公平に教育・保育を提供するためには、新たな枠組みによる検討が必要であり、国が推進する幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」が本町の目指す方向性と合致する状況にあります。

(4) 幼保連携型認定こども園の特徴

幼保連携型認定こども園は、教育・保育を一体的に提供するほか、子育て支援機能を有し、地域の子育て家庭への支援を行う役割も担った施設です。

本町においても、これまで幼稚園・保育所で培ってきたノウハウを最大限に活かし、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行の促進を図ります。

幼保連携型認定こども園においては、就学前の教育・保育を総合的に提供していくことで、0歳児から5歳児の子どもたちが、お互いに生活を身近に感じたり、触れ合ったりしながら体験の幅を更に広げ、集団生活を通じて社会生活に必要な習慣や態度を身につけていきます。

3 認定こども園の概要

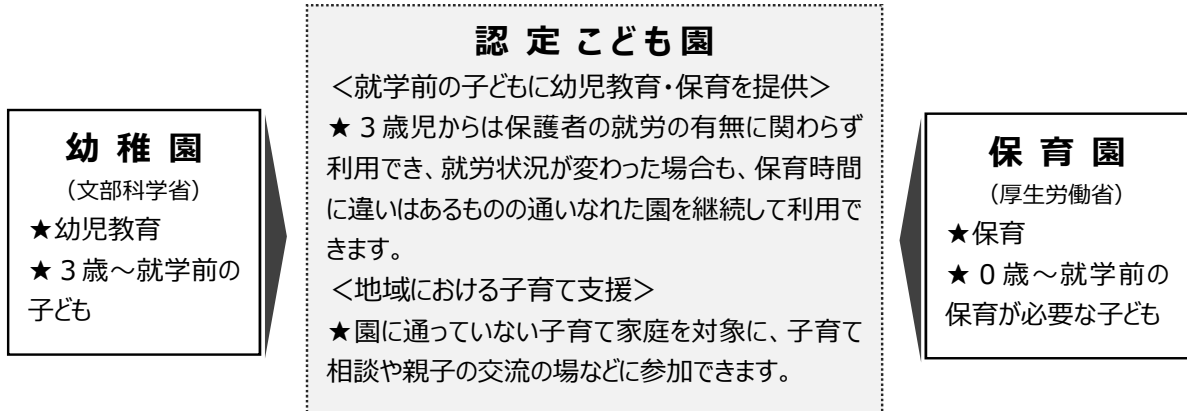
(1) 認定こども園とは

認定こども園とは、幼稚園と保育園の機能や長所を併せ持ち、地域の子育て支援を行う新しい形の幼児教育・保育施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能な4つのタイプ（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）があります。

◆認定こども園の機能

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供など地域における子育ての支援を行う機能



◆認定こども園のタイプ

【幼保連携型】

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

【幼稚園型】

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、認定こども園の機能を果たすタイプ

【保育所型】

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

【地方裁量型】

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

◆認定こども園に関する状況

(1) 園数

(内閣府子ども・子育て本部調べ平成30年4月1日現在)

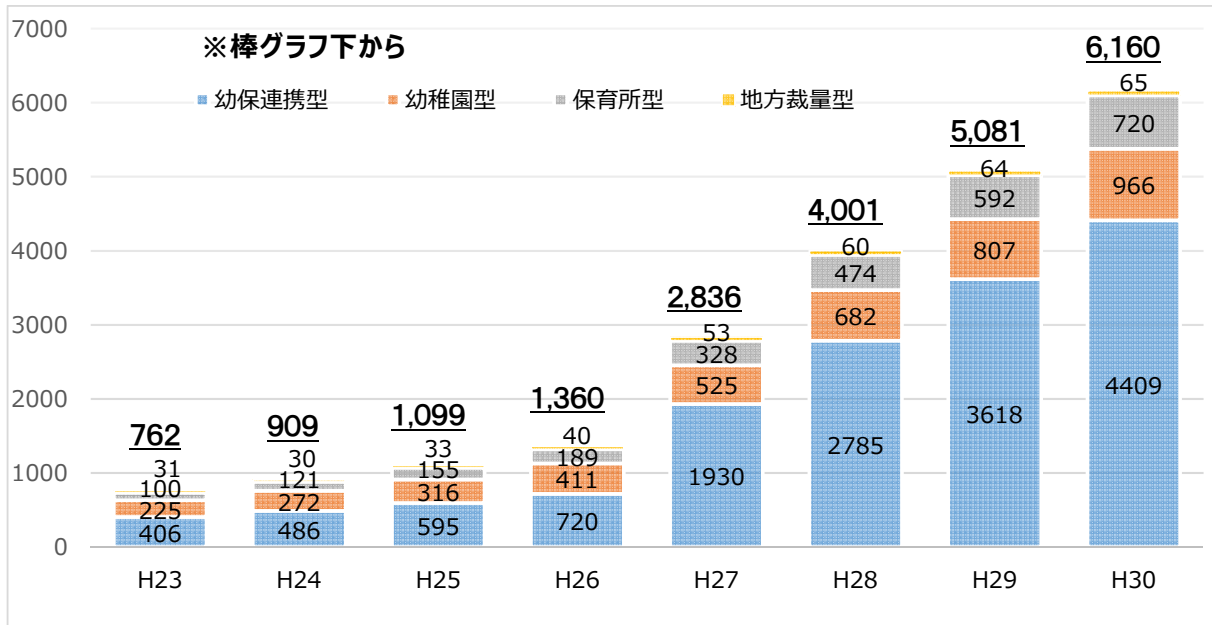
公私の別	内 訳				合 計
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	
公 立 (H29)	647 (551)	69 (48)	288 (251)	2 (2)	1,006 (852)
私 立 (H29)	3,762 (3,067)	897 (759)	432 (341)	63 (62)	5,154 (4,229)
合 計 (H29)	4,409 (3,618)	966 (807)	720 (592)	65 (64)	6,160 (5,081)

(平成30年4月1日現在)

	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	
北海道	17	174	191	4	59	63	26	58	84	0	6	6	47	297	344	284
十勝	3	2	5	1	6	7	3	3	6	0	0	0	7	11	18	15

(2) 認定こども園数の推移

(内閣府子ども・子育て本部調べ各年4月1日現在)



◆認定こども園4類型の比較

主なものを紹介します。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能 + 保育所機能
設置主体	国・自治体・学校法人 ・社会福祉法人	国・自治体・学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 (幼稚園教諭+保育士資格)	【満3歳以上】 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 【満3歳未満】 保育士資格が必要	【満3歳以上】 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 【満3歳未満】 保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は保育士資格が必要	【満3歳以上】 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 【満3歳未満】 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園時間・開園日	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

◆認定こども園の認可・認定基準

認定こども園の認可・認定は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基準に従い、また参酌して各都道府県等が条例で定めます。

主な基準等は以下のとおりです。

【職員資格】

(1) 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園には、保育教諭を配置すること

(2) 幼保連携型以外の認定こども園

- ・満3歳以上～幼稚園教諭と保育士の両免許・資格の併有が望ましい。
- ・満3歳未満～保育士資格が必要

保育教諭とは？

幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を併有する者。ただし、施行から一定の経過措置があり、どちらか一方の免許・資格を有していれば保育教諭になることができる。

【学級編制】

満3歳以上の「共通した教育及び保育時間相当利用時」の4時間程度については、学級を編制し、保育等を実施します。（1学級の園児数は原則35人以下）

【教育・保育の内容】

- ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえて、教育・保育を実施（幼稚園型は「幼稚園教育要領」、保育所型は「保育所保育指針」に基づくことが前提）
- ・小学校における教育との円滑な接続
- ・認定こども園として特に配慮すべき事項（集団活動、異年齢交流、環境など）

◆職員の配置基準

(1) 定員数（予定）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育を必要とする子	15	15	15	20	20	20	105
保育を必要としない子	—			15	15	15	45
計	15	15	15	35	35	35	150

(2) 職員最低配置必要数

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育を必要とする子	5.0	5.0		1.7	2.3		14
保育を必要としない子	—						
計	5.0	5.0		4.0			14
学級数	—			1	1	1	3

※幼保連携型認定こども園は園長が専任でない場合に1人加算→15人

【配置基準】0歳3人：1人 1～2歳6人：1人 3歳20人：1人 4～5歳30人：1人

4 目指すべき方向性

本町の教育・保育の一体的提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

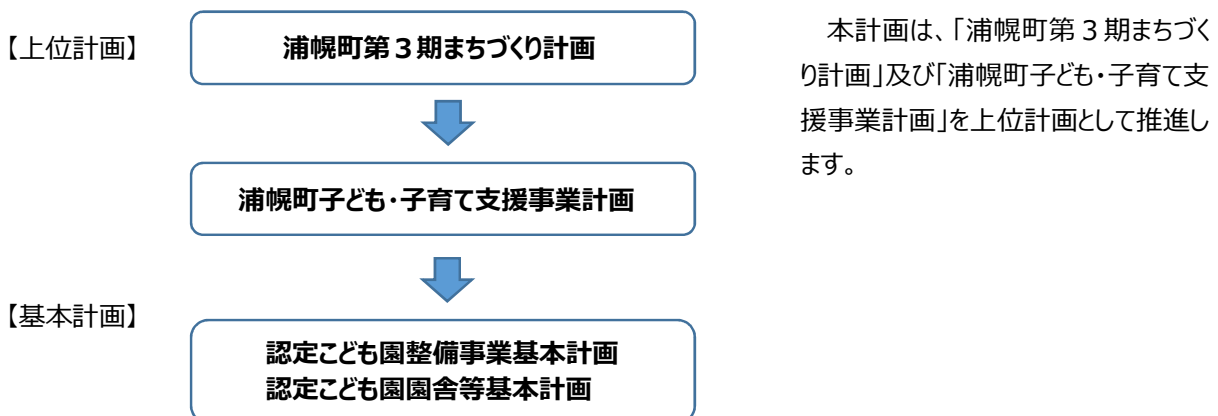
幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第1に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するための受け入れ体制づくりを推進します。

5 開園に向けたスケジュール

2018年7月	第1回浦幌町児童育成計画策定委員会（建設候補地の選定）
8月	保護者説明会
11～12月	建設候補地現況測量及び地質調査
2019年2月	第2回浦幌町児童育成計画策定委員会（整備事業基本計画・園舎等基本計画の素案）
5月	第3回浦幌町児童育成計画策定委員会（整備事業基本計画・園舎等基本計画の決定）
7月	実施設計の発注
2020年4月	建設工事の発注
2021年3月	完成・引越し作業
4月	開園

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の流れ



2 検討及び取り組み経過

(1) 浦幌町認定こども園（仮称）整備事業基本計画

認定こども園の整備全般の基本方針を策定

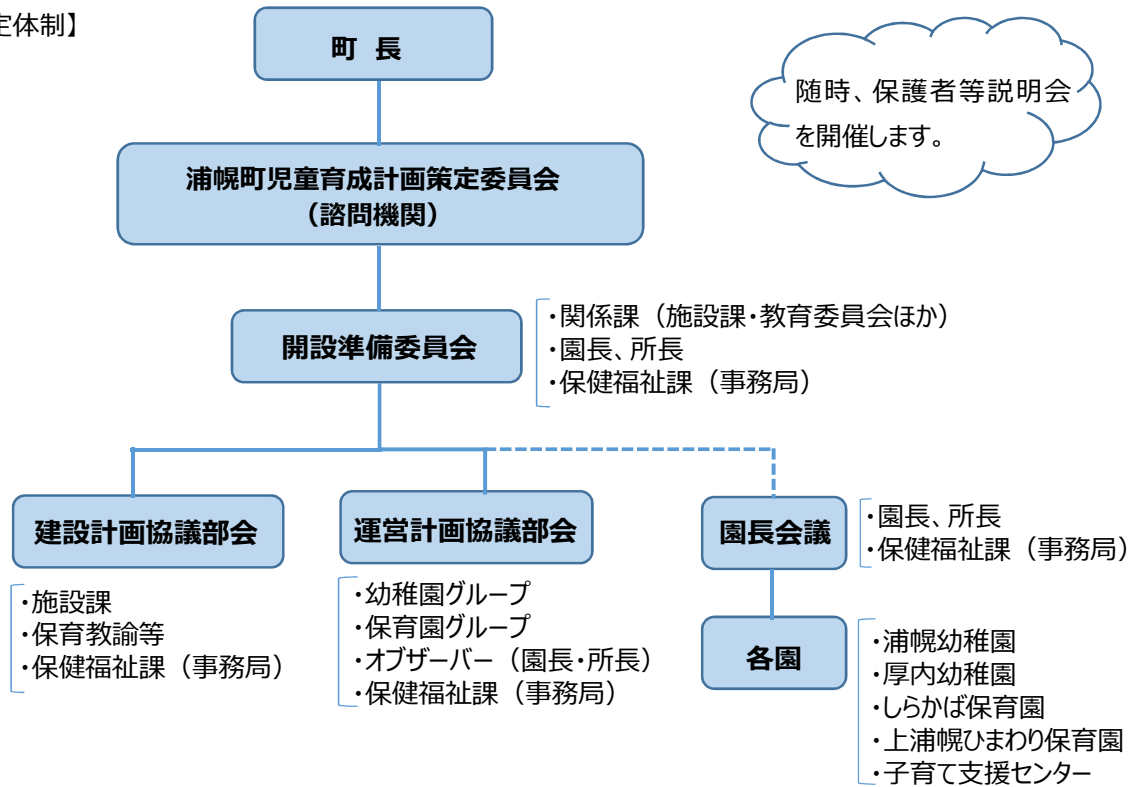
(2) 浦幌町認定こども園（仮称）園舎等基本計画

認定こども園の建設に係るゾーニングや園舎平面計画の策定

(3) 検討及び取り組み経過

次の策定体制により検討してまいります。主な検討経過は別添資料のとおりです。

【計画策定体制】



第3章 認定こども園の運営方針

1 浦幌幼稚園としらかば保育園の現状

◆園児数

(平成31年2月1日現在)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	世帯数
浦幌幼稚園	—			14	11	12	37	33
しらかば保育園	6	11	9	18	14	19	77	63
計	6	11	9	32	25	31	114	96

2 教育・保育施設を利用する子どもの認定区分

幼稚園や保育所、認定こども園を利用する場合は、3つの区分で認定を受ける必要があります。2号及び3号認定の場合は、保護者の状況により保育標準時間と保育短時間のいずれかに分けられます。

現在、しらかば保育園では標準時間は10時間30分、短時間は8時間の保育を行なっております。

◆認定区分と給付内容

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上児		満3歳未満児
給付の内容	教育標準時間	保育短時間 保育標準時間	保育短時間 保育標準時間
保育の必要性	なし	あり（保護者の就労等）	
入所施設	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所 認定こども園

3 保育日と保育時間

◆ 1号認定子ども（3歳～5歳） ※浦幌幼稚園の場合。

保育日 月曜日～金曜日
休園日 土曜日・日曜日・祝祭日・春休み、夏休み、冬休み
保育時間 午前9時～午後1時

◆ 2・3号認定子ども（0～5歳） ※しらかば保育園の場合。

保育日 月曜日～土曜日
休園日 日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月5日）
保育時間 【平日】 午前7時30分～午後6時
標準時間：午前7時30分～午後6時
短時間：午前8時30分～午後4時30分
【土曜日】 午前7時30分～午後1時
標準時間：午前7時30分～午後1時
短時間：午前8時30分～午後12時

4 保育料について

現在、浦幌幼稚園は「浦幌町立幼稚園保育料等徴収条例」、しらかば保育園は「浦幌町立保育園の設置及び保育の実施に関する条例」に基づき、利用者の世帯ごとの「市町村民税所得割課税額」により各階層に区分され、保育料を納めていただいております。（第2子は半額、第3子以降は無料）

また、国が進める幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳児は全世帯、0～2歳児は住民税非課税世帯を対象に利用料が無償化されます。実施時期は、平成31年10月からとされておりますので、今後、国の動向を見ながら保育料を決定してまいります。

第4章 運営に関する基本事項

1 基本指針

浦幌町子ども・子育て支援計画では「すくすく！のびのび！健やかな子どもを育てるまち うらほろ」を目的に、幼児期の教育・保育の提供体制の確保において、子ども達に質の高い教育・保育の提供を行なうため、浦幌町認定こども園（仮称）の基本指針を次のとおり定めます。

なお、本指針は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づくものです。

◆教育・保育理念

たくましく『生きる力』をはぐくむ ～豊かな自然を生かし、地域と共に未来を担う子ども達のために～

◆教育・保育方針

- 教育・保育のねらいを的確に把握し、愛情と熱意をもって一人ひとりを育てる教育・保育を提供する。
- 集団生活を通じて規律ある生活態度や習慣を身につけ、自分で考え、判断・表現・行動できる能力の育成をはかる。

- 養護を基盤とした教育・保育を提供し、子どもと保育者が安全で安心できる園にする。
- 全職員が責任を果たし、資質向上と専門性の向上に努める。
- 地域における子育て支援のために関係機関との連携をはかり、地域で子どもを育てる環境づくりに努める。

◆保育の重点

- 体験活動を通して探求心、興味・関心を高める
- 異年齢交流を通じて、思いやりや優しい心を育てる
- 基本的な生活習慣の定着（挨拶・返事・礼儀など）
- 活動を通して体を動かす楽しさや達成感を味わわせ、最後までやりぬく意欲を育てる

◆教育・保育目標

げんきな子・かんがえる子・やさしい子

◆めざす子どもの姿

- 心と体を動かして夢中になれる子
 - ・明るくのびのびと行動し、進んで運動をし、充実感を味わうと共に、健康で安全な生活に必要な習慣や態度が身につく
- 物事に興味や関心を持ち、考える子
 - ・身近な環境に親しみ、様々な事象に興味や関心を持ち、工夫して遊び、自分で考えて行動できるよう成長していく
- 情緒豊かに表現できる子
 - ・喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う
- 人のかかわりをとおして成長する子
 - ・様々な人たちとの関わり合いをとおして、親しみを持ち、相手に対する思いやりや相手の気持ちや思いに気づき、人間関係の基礎を育てる
- 自分のことは自分でできる子
 - ・日常生活を送るうえで最低限必要なマナーや健康で安全な生活に必要な習慣や態度が身につく

◆心によりそう保育者

- 一人ひとりの存在を認め、子どもの思いに共感する先生
- 子どもに愛情を注ぐ先生
- 子どもの可能性を引き出す先生
- 職員のチーム力

◆保護者との連携

- 子どもの育ちの共有と連携
- 園行事への協力
- 保護者会の協力

◆地域・各関係機関との連携

- 地域行事の伝承
- 生きる力の先生
- 園の地域貢献
- うらほろスタイル
- 浦バス
- コミュニティスクール
- 特別支援ネット
- 発達支援センター
- 子育て支援センター
- 中学校
- 上浦幌ひまわり保育園

◆小学校との連携

○小学校と連動し、工夫したカリキュラムづくり（年長児のスムーズな就学に向けての連携）

◆環境の充実

- 豊かな自然を取り入れた温もりのある環境
- 異年齢交流のできる環境
- 安全・安心な環境
- 食育活動

2 認定こども園の一日の流れ（デイリープログラム）

幼稚園と保育園では、教育・保育のカリキュラムを始め、給食や行事、保育料など様々な違いがあります。認定こども園では、園児の発達の連続性を考慮し、異年齢交流の機会を組み合わせるなど、集団生活の中で遊びの中から学び、相互に支え合い、育ち合える子ども主体の0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育を実施します。

デイリープログラムは、現時点で目安ですが保育時間など多様化するニーズに対応すべく、子ども達の健やかな成長を第一に考え、カリキュラムなどを検討してまいります。

区分 時間	0～2歳児（保育園） 【3号認定】	3～5歳児（保育園） 【2号認定】	3～5歳児（幼稚園） 【1号認定】
7:30～	登園(延長保育)		
8:30～	登園(通常保育)		おはよう ございます!
8:45～	自由遊び	自由遊び	登園
9:00～	おやつ	教育・保育活動（共通時間）	
10:00～	設定保育	年齢ごとのクラスで活動したり、 全員が一緒に遊んだりします。	
11:00～	給食	給食	
11:30～	午睡	いただきます! みんなで食べる給食はおいしいね♪	
12:00～	すやすや...	午睡	
12:30～		おふとんは 自分たちで 準備するよ!	
13:00		延長 保育	
14:00～	おやつ	降園	
14:30～	自由遊び	降園	
15:00			
16:00～			
16:30	降園（通常保育）		
17:00～	延長 保育	順次 降園	
18:00	降園（延長保育）		

3 職員体制

職員の資格要件や配置基準を踏まえ、今後検討してまいります。

平成21年4月から教員免許更新制度が導入され、幼稚園教諭も10年に一度、免許状更新講習を受講・修了し、更新の手続きを行なう必要があります。（町職員免許状更新済）

◆町職員等の有資格者状況

(平成 31 年 2 月現在)

区 分	人 数	保育士 + 幼稚園教諭	保育士のみ	幼稚園教諭のみ	無資格
職 員	19	18	1	0	0
パート等	25	10	2	1	12
計	44	28	3	1	12

4 給食について

現在、浦幌幼稚園は給食センターから給食を搬入し、しらかば保育園では自園調理をして給食を園児に提供しています。3歳未満児は「主食と副食」の提供、3歳以上児は「副食のみ」提供し、主食は持参することを基本としています。

認定こども園では、健やかな発達と望ましい食習慣の基礎をつくる重要な要素として、生きる力と心身ともに豊かな育ちを可能にする自園調理を通して食育活動に取り組みます。また、年長児は学校給食を食べる機会を設けるなど、小学校への円滑な接続を検討します。

課題：管理栄養士の配置

5 通園方法

登・降園は、交通安全やその他の事故から子どもを守ることや先生と保護者とのコミュニケーションの場でもあることから、子ども園の玄関まで送迎して先生に引き継いでいただいております。

また、現在、遠距離から通園するご家庭への支援として、通園する園と自宅までの距離が片道4km以上ある場合に通園経費の負担を軽減するため、通園費補助金を交付しておりますが、こども園に移行しても継続してまいります。

6 地域や小学校との連携

今後、教育委員会と協議して検討してまいります。

7 地域子ども・子育て支援事業

浦幌町子ども・子育て支援事業計画に従い、こども園に通っていない子育て家庭も含め、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、育児相談や情報提供などを通し、地域の子育て支援の拠点として事業を行ないます。

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。現在、浦幌町保健福祉センターに併設している子育て支援センターを認定こども園に併設させて運営します。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園で保育を実施する事業です。

認定こども園の開園に伴い、当該こども園に在籍する教育標準時間認定こども（1号）の休業期間等は、一時預かり事業の対象児として保育を実施します。

利用料や利用時間などの詳細は今後検討してまいります。

(3) 延長保育事業

こども園を利用する際に、教育標準認定こども（1号）や保育の必要性の事由により、保育短時間に区分された保育認定こども（2・3号）が、開園時間内のうち、各々の利用可能時間を超えて保育の利用を希望する場合に、その利用時間を延長して保育を実施する事業です。延長保育は、保護者の勤務時間の延長や緊急を要する場合など、やむを得ない事情により、保育時間延長が必要と認められる児童が対象です。

利用料や利用時間などの詳細は今後検討してまいります。

8 父母の会のあり方

各園にある父母の会は統廃合し、園と家族が一体となり連携協力できる組織づくりに努めます。

第5章 特色を活かした園の運営

1 特色を活かした園運営

浦幌幼稚園としらかば保育園の歴史の中で培われてきた成果や良い点を活かし、損なうことなく、特色ある園運営が行えるよう、基本的な方針やあり方を次のとおり整理します。

- 豊かな浦幌町の自然を取り入れ、未来を担う子ども達を育みます。
- 町の施策と合わせ、新しい施設や新しい木質教材教具の活用に努めます。
- 認定こども園と小学校が連携を密にすることにより、園児が小学校の環境や生活の流れを事前に知り、安心感と期待感をもって就学できる環境づくりに努めます。
- 地域の人との関わりを大切にした保育活動が展開できるよう努めます。
- 食に関心を持ち、食を楽しみ食育に努めます。
- 幼稚園と保育園の特色を活かした、0～5歳児までの一貫した教育保育を目指すとともに、異年齢の関わりを大切にします。
- 笑顔あふれるこども園を目指します。

資料編

根拠条例・児童育成計画策定委員会関係・検討開催経過・諮問書・答申書など